

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公開番号】特開2015-57437(P2015-57437A)

【公開日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-020

【出願番号】特願2014-255880(P2014-255880)

【国際特許分類】

A 6 1 K 47/48 (2006.01)

A 6 1 K 47/40 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 K 31/423 (2006.01)

A 6 1 K 31/47 (2006.01)

A 6 1 P 27/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/48

A 6 1 K 47/40

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 31/423

A 6 1 K 31/47

A 6 1 P 27/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年10月11日(2016.10.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

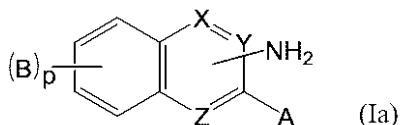
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(Ia)

【化1】



の化合物または薬学的に受容可能なその塩であって、ここで、

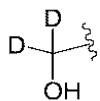
X、Y、およびZは、それぞれ独立してN、CHまたは該NH<sub>2</sub>が結合したCであり、X、Y、およびZのうちの1つがNであり、

pは0、1、2、または3であり、

Bはハロゲン、ヒドロキシル、カルバモイル、またはアミノであり、

Aは、

## 【化 8】



であり、

Dは、非分枝鎖低級アルキルである、化合物または薬学的に受容可能なその塩、ならびに

- シクロデキストリンスルホブチルエーテルまたは薬学的に受容可能なその塩から選択されるキャリア

を含む局所眼用水溶液。

## 【請求項 2】

式(Ia)の化合物が、0.01%w/v～1.0%w/vで存在する、請求項1に記載の眼用溶液。

## 【請求項 3】

式(Ia)の化合物が、0.01%w/v～0.5%w/vで存在する、請求項1に記載の眼用溶液。

## 【請求項 4】

前記薬学的に受容可能な - シクロデキストリンスルホブチルエーテルの塩が、 - シクロデキストリンスルホブチルエーテルナトリウム塩である、請求項1～3のいずれか1項に記載の眼用溶液。

## 【請求項 5】

前記 - シクロデキストリンスルホブチルエーテルナトリウム塩が、0.01%w/v～3.0%w/vで存在する、請求項4に記載の眼用溶液。

## 【請求項 6】

前記 - シクロデキストリンスルホブチルエーテルナトリウム塩が、5%w/v～25%w/vで存在する、請求項5に記載の眼用溶液。

## 【請求項 7】

前記 - シクロデキストリンスルホブチルエーテルナトリウム塩が、9.5%w/v～20%w/vで存在する、請求項5に記載の眼用溶液。

## 【請求項 8】

前記 - シクロデキストリンスルホブチルエーテルナトリウム塩が、9.5%w/vで存在する、請求項5に記載の眼用溶液。

## 【請求項 9】

前記溶液が、5.5～8.5のpHである、請求項1～8のいずれか1項に記載の眼用溶液。

## 【請求項 10】

前記溶液が、6.5～7.5のpHである、請求項9の眼用溶液。

## 【請求項 11】

さらにバッファーを含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の眼用溶液。

## 【請求項 12】

前記バッファーが、リン酸バッファーである、請求項11に記載の眼用溶液。

## 【請求項 13】

さらに保存剤を含む、請求項1～12のいずれか1項に記載の眼用溶液。

## 【請求項 14】

さらに抗酸化剤を含む、請求項1～13のいずれか1項に記載の眼用溶液。

## 【請求項 15】

黄斑変性を処置するための請求項1～14のいずれか1項に記載の局所眼用溶液。

## 【請求項 16】

処置される黄斑変性が萎縮型AMDである、請求項15に記載の眼用溶液。

【請求項17】

処置される黄斑変性が、萎縮型AMDに続発する地図状萎縮である、請求項15に記載の眼用溶液。

【請求項18】

処置される黄斑変性が滲出型AMDである、請求項15に記載の眼用溶液。

【請求項19】

処置される黄斑変性がシュタルガルト病である、請求項15に記載の眼用溶液。

【誤訳訂正2】

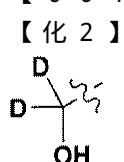
【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】



であり、Dは、非分枝鎖低級アルキルである。具体的には、WO2006/127945の段落(00027)の化合物Aおよび薬学的に受容可能なその塩は、本発明において用いられ得る。

【誤訳訂正3】

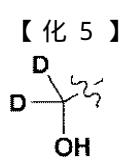
【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】



であり；そして、Dは、非分枝鎖低級アルキルであり；そして、

具体的には、WO2006/127945の段落(00046)の化合物BおよびC、および薬学的に受容可能なその塩は、本発明において用いられ得る。